

指名停止情報

令和7年10月21日現在

商号又は名称	地域 区分	指名停止期間			指名停止理由
		措置開始日	措置終了日	月数	
新明和工業株式会社	県外	R7.10.21	R8.1.20	3か月	新明和工業株式会社は、特定特装車の販売価格の引上げ等について他社と情報交換により、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。なお、同法第7条の2に基づく課徴金納付命令については、同法第7条の4に基づき課徴金減免制度適用を受けた。 左記の件に関して、新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）に定める事項に該当すると認められることによる。
株式会社中央技術 コンサルタンツ	県外	R7.8.5	R8.2.4	6か月	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務において、同市職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年7月21日公契約関係競売入札妨害の疑いで宮城県警に逮捕された。 上記のことが、新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第14号（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められるので、当該業者に対し、左記により指名停止の措置を行う。